

昭島市住民主体による 介護予防・生活支援サービス事業

令和4年7月1日施行

事業概要

- ・ 高齢者の自立した生活環境の維持と向上、地域主体による自助・互助の充実を図るため、昭島市の「住民主体サービス」として実施する介護予防・生活支援サービス事業
- ・ 市内で活動する5名以上の団体を「サービス提供団体」として登録
- ・ サービス提供団体には、月額2万を上限に必要経費を補助

「住民主体サービス」の内容

高齢者の居宅における生活上の多様な困りごとに対し、サービス提供団体が掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活援助を行う。

サービス提供団体は、地域との結び付きを重視するとともに、市や地域包括支援センター等の関連機関と連携をしながら住民主体サービスの提供を行う。

市が実施する「サービス提供団体」支援

- ① 昭島市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金
交付要綱に基づく、月額2万円を上限に必要経費を補助
- ② 生活支援コーディネーターによる活動等支援
団体立上げ支援、活動継続支援、情報提供、ネットワーク作り

今後の事業推進のために

- ・別添「助け合いの担い手になりませんか？」を活用し、自治会、サロン、老人クラブ などを中心に呼びかけを行う予定。
- ・既に登録のあった拝島団地「4号棟ボランティアの会」への活動支援を継続し、好事例を市内の各地へ展開